

# 熊本県公報

第 1 1 6 1 0 号

平成 19 年 10 月 15 日 (月)

(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

|                                                |   |
|------------------------------------------------|---|
| 告 示                                            |   |
| ○障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………(障害者支援総室)         | 1 |
| ○保安林の指定に関する予定……………(森林保全課)                      | 1 |
| ○道路の区域変更……………(道路保全課)                           | 2 |
| ○道路の供用開始……………( )                               | 2 |
| ○ ”……………( ” )                                  | 2 |
| ○ ”……………( ” )                                  | 3 |
| ○ ”……………( ” )                                  | 3 |
| ○ ”……………( ” )                                  | 3 |
| ○定数漁業の許可及び起業認可に係る公示……………(水産振興課)                | 3 |
| 公 告                                            |   |
| ○公共測量の実施……………(監 理 課)                           | 4 |
| 登 載 依 頼                                        |   |
| ○平成 19 年度第 4 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催……………(土木技術管理室) | 4 |

## 告 示

### 熊本県告示第 872 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 19 年 10 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類                         | 変更があった事項 | 変更前の内容                | 変更後の内容         | 変更年月日           |
|----------------------------------------------|----------|-----------------------|----------------|-----------------|
| 株式会社コムスン<br>株式会社コムスン山鹿ケアセンター<br>居宅介護及び重度訪問介護 | 事業所の所在地  | 山鹿市鹿校通 3-2-1 サンライズ KT | 鹿本郡植木町豊田 481-1 | 平成 19 年 9 月 1 日 |

### 熊本県告示第 873 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市平山字芥神 1410、1427、1438 の 4、1439 の 2、1447、1474、1530、1532、1544、1548、1556、1557、1563 から 1565 まで、1567、1571、1573 から 1575 まで、1577、1580、1585、1588、1589、1591、1593
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字芥神 1580、1573 から 1575 まで・1585・1589・1591(以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本

県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第 874 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 10 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類         | 路線名       | 区域を変更する区間                      | 前後 | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考         |
|---------------|-----------|--------------------------------|----|--------------|--------------|------------|
| 主要<br>地方<br>道 | 高森波野<br>線 | 阿蘇市波野大字波野字篠原                   | 前  | 20.0         | 30.0         | 24 条工<br>事 |
|               |           | 2702 番 2 地先から<br>同市波野大字滝水字滝水久保 | 後  | 34.2         |              |            |
|               |           | 143 番 2 地先まで                   |    | 20.0         | 30.0         |            |
|               |           |                                |    | 34.2         |              |            |

#### 2 区域を変更する期日 平成 19 年 10 月 15 日

#### 熊本県告示第 875 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 10 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名   | 供用を開始する区間           | 延長<br>(メートル) | 備考  |
|-------|-------|---------------------|--------------|-----|
| 一般県道  | 笹倉久住線 | 阿蘇郡産山村大字山鹿字灰迫       | 205.0        | 緊道整 |
|       |       | 1199 番 3 地先から<br>同所 |              |     |
|       |       | 1185 番 2 地先まで       |              |     |

#### 2 供用を開始する期日 平成 19 年 10 月 15 日

#### 熊本県告示第 876 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 10 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名   | 供用を開始する区間                 | 延長<br>(メートル) | 備考  |
|-------|-------|---------------------------|--------------|-----|
| 主要地方道 | 熊本大津線 | 合志市豊岡字町上                  | 620.0        | 緊道整 |
|       |       | 2505 番 3 地先から<br>同市豊岡字拾八町 |              |     |
|       |       | 2224 番 29 地先まで            |              |     |

#### 2 供用を開始する期日 平成 19 年 10 月 15 日

**熊本県告示第 877 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 10 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 を 開 始 す る 区 間                                 | 延 長<br>(メートル) | 備 考 |
|-------|-------|---------------------------------------------------|---------------|-----|
| 一般県道  | 清和砥用線 | 上益城郡山都町目丸字寺道<br>1932 番 2 地先から<br>同所<br>1924 番地先まで | 90.0          | 単橋改 |

## 2 供用を開始する期日 平成 19 年 10 月 15 日

**熊本県告示第 878 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 10 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 を 開 始 す る 区 間                               | 延 長<br>(メートル) | 備 考 |
|-------|-------|-------------------------------------------------|---------------|-----|
| 主要地方道 | 本渡牛深線 | 天草市深海町字柳田<br>205 番 2 地先から<br>同所<br>205 番 1 地先まで | 55.0          | 単道改 |

## 2 供用を開始する期日 平成 19 年 10 月 17 日

**熊本県告示第 879 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 10 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 を 開 始 す る 区 間                                | 延 長<br>(メートル) | 備 考   |
|-------|-------|--------------------------------------------------|---------------|-------|
| 一般県道  | 辛川鹿本線 | 菊陽町津久礼<br>1918 番 78 地先から<br>同所<br>1918 番 82 地先まで | 30.0          | 待避所設置 |
|       |       | 菊陽町津久礼<br>1918 番 35 地先から<br>同所<br>1923 番 4 地先まで  | 40.0          |       |
|       |       |                                                  |               |       |
|       |       |                                                  |               |       |

## 2 供用を開始する期日 平成 19 年 10 月 15 日

**熊本県告示第 880 号**

熊本県漁業調整規則（昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2）第 8 条第 3 項及び第 21 条第 3 項の規定に基づき、許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

平成 19 年 10 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

| 漁 業 名 称  | 漁 業 種 類   | 操 業 区 域 |
|----------|-----------|---------|
| げんしき網漁業  | げんしき網漁業   | 熊本有明海   |
| 流し網漁業    | 大目流し網漁業   | 熊本有明海   |
| 流し網漁業    | えび流し網漁業   | 不知火海    |
| 流し網漁業    | 小目流し網漁業   | 不知火海    |
| 固定式刺し網漁業 | くちぞこ刺し網漁業 | 不知火海    |
| 固定式刺し網漁業 | かに網漁業     | 不知火海    |

## 2 申請期間

平成 19 年 10 月 15 日から平成 19 年 10 月 22 日まで

## 公 告

## 熊本県公告第 837 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、熊本市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 19 年 10 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 作 業 種 類             | 作 業 期 間                                   | 作 業 地 域    |
|---------------------|-------------------------------------------|------------|
| 公共測量（熊本市座標変換測量業務委託） | 平成 19 年 10 月 24 日から<br>平成 20 年 3 月 28 日まで | 熊本市北部・河内地区 |

## 登 載 依 頼

## 熊本県公共事業再評価監視委員会公告第 3 号

平成 19 年度第 4 回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成 19 年 10 月 15 日

熊本県公共事業再評価監視委員会

## 1 開催日時

平成 19 年 10 月 19 日（金）

午後 1 時から午後 5 時まで

## 2 開催場所

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室

## 3 議題

(1) 平成 19 年度熊本県公共事業再評価対象事業 8 件（第 3 回監視委員会詳細審議終了分を除く。）について（詳細審議）

(2) その他

## 4 傍聴者の定員

10 人

## 5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

## 6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）

電話番号 096-383-1111 内線 6056 ダイヤルイン 096-333-2490